定　款

株式会社　光 響

第 1 章 総 則

（商号）
第１条 当会社は、株式会社光響と称し、英文では Kokyo, Inc. と表示する。

（目的）
第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１． 有料職業紹介事業
２． 科学関連機器に関する教育、研究開発、ライセンス、企画、製造、販売、管理、保守、メンテナンス、修理及び輸出入
３． 科学関連機器、コンピューターソフト関連商品の代理販売
４． 科学関連機器の買取り、販売
５． 古物競りあっせん業
６． 高度管理医療機器の販売
７． 技術開発及び会社経営に関するコンサルティング業務
８． 技術関連の資料、文献に関する出版及び販売
９． インターネット、携帯情報端末機を使用した企画、広告及び通信販売業務
１０． 広告代理業
１１． 各種セミナー、研修会、交流会、展示会の企画、運営及び開催
１２． 大学・企業・団体・家庭等に対する研修の企画、運営及び講師の派遣
１３． 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を京都市に置く。

（機関）
第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１． 取締役会
２． 監査役

（公告方法）
第５条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は、1,200,000株とする。

（自己の株式の取得）
第７条 当会社、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条 当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１． 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
３．　株主の有する株式数に応じて募集株式の割合及び募集新株予約権の割合を受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章 株主総会

（株主総会の招集）
第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第 15 条 当会社は、株主総会の収集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書類交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第 19 条 当会社の取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任方法）
第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。
２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第 21 条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 22 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
２ 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２ 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる

（取締役会の決議の省略）
第 25 条 当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 28 条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。
２ 当会社は、当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

（監査役の員数）
第 29 条 当会社の監査役は、３名以内とする。

（監査役の選任方法）
第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第 31 条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）
第 32 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 33 条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計 算

（事業年度）
第 34 条 当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（中間配当）
第 36 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

（配当の除斥期間）
第 37 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　則

変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日をもって効力を生ずるものとし、その効力の発生日をもって本附則を削除する。

履歴　　2021年３月22日（改定）
　　2022年３月１日（改定）
　　2023年３月23日（改定）